

請書の作成にあたって（委託事業・コンサルの場合）

- ・「受託事業名」は、小規模工事等見積提出依頼書で示された**工事等名、路線河川等名、工事等箇所**を記載してください。
- ・「受託金額」は、見積額に100分の110を乗じた額（小数点以下切捨て）を記載してください。
- ・「うち取引に係る消費税及び地方消費税額」は、見積額に100分の10を乗じた額（小数点以下切捨て）を記載してください。
- ・「受託期間」は、小規模工事等見積提出依頼書で示された**工期**になりますが、発注した工務担当者に確認して記載してください。

②（委託事業・コンサルの場合）

収入印紙  
印

請 書

1 受託事業名 令和〇年度 〇〇工事 〇〇（その〇〇）  
県道〇〇号（〇〇） 〇〇市〇〇町〇〇地内

2 受託金額 一金 円 ← 見積額に100分の110を乗じた額  
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円 ← 見積額に100分の10を乗じた額

3 前金払 しない

4 受託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

上記事項について、別冊設計書、図面及び仕様書（もしくは小規模工事等見積書提出依頼時の仕様）に基づき確実に履行することを誓約してお届けいたします。  
また、上記受託事業について、次の事項を遵守します。

第1条 受託金額は、完了検査に合格後、適法な請求書が受理されてから30日以内に支払を受けます。

（中 略）

- ・ 工務担当者に確認して記入する
- ・ 着手日と請書提出日は同日とする

2 不当介入を受けたこと又は不当介入による被害により、受託期間に遅れが生じる場合は、貴職と協議いたします。

令和 年 月 日

神奈川県藤沢土木事務所長 殿

住所  
氏名  
印

請書の記入にあたって（委託事業・コンサル（前払金を請求する）の場合）

- ・「受託事業名」は、小規模工事等見積提出依頼書で示された**工事等名**、**路線河川等名**、**工事等箇所**を記載してください。
- ・「受託金額」は、見積額に100分の110を乗じた額（小数点以下切捨て）を記載してください。
- ・「うち取引に係る消費税及び地方消費税額」は、見積額に100分の10を乗じた額（小数点以下切捨て）を記載してください。
- ・「受託期間」は、小規模工事等見積提出依頼書で示された**工期**になりますが、発注した工務担当者に確認して記載してください。
- ・受託金額が50万円以上のコンサル業務は、前払金を請求することができます。請求しない場合は、請書（委託事業・コンサルの場合）の参考様式を使用してください。

③（委託事業・コンサル（前払金する）の場合）

請 書

収入印紙

1	受託事業名	令和〇年度 〇〇工事 〇〇（その〇〇） 県道〇〇号（〇〇） 〇〇市〇〇町〇〇地内
2	受託金額	一金 円 ← 見積額に100分の110を乗じた額 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円 ← 見積額に100分の10を乗じた額
3	前金払	する（受託金額の10分の3以内）
4	受託期間	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

上記事項について、別冊設計書、図面及び仕様書（もしくは小規模工事等見積書提出依頼時の仕様）に基づき確実に履行することを誓約してお届けいたします。  
 また、上記受託事業について、次の事項を遵守します。

第1条 受託代金は、完了検査に合格後、適法な請求書が受理されてから30日以内に支払を受けます。

第2条 前払金は、保証事業会社と受託事業完了の時期を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証証書を貴職に寄託して請求し、請求書が受理されてから14日以内に支払を受けます。

**請求する場合は、保証事業会社の発行する保証証書（前払金保証）と請求書を併せて提出する**（中略）

- ・工務担当者に確認して記入する
- ・着手日と請書提出日は同日とする

第6条 第4条により、貴職から契約を解除された場合、前払金があったときは当該前払金に当該前払金の支払日から返還の日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の利息を付した金額を返還します。

令和 年 月 日

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（財務省告示）

神奈川県藤沢土木事務所長 殿